

令和 7 年第 2 回瑞穂市議会定例会追加提出議案

追加提出 令和 7 年 6 月 1 6 日

議 案

議案第 4 2 号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について

議案第 4 3 号 財産（トイレカー）の取得について

議案第 4 4 号 財産（小中学校電子黒板 O S）の取得について

議案第 4 5 号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

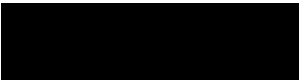
議案第 4 6 号 令和 7 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 4 2 号

瑞穂市教育委員会の委員の任命について

瑞穂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 瑞穂市穂積 
- 2 氏 名 曾我部 樹里
- 3 生年月日 昭和 

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

教育委員会の委員加木屋加緒里氏の任期が令和 7 年 7 月 4 日に満了となることから、新たに曾我部樹里氏を教育委員会の委員として任命したいので、議会の同意を求めるもの。

教育委員について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第五条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第六条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

（教育委員会制度）

（1）教育委員会

- ・教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として都道府県及び市町村等に設置
- ・教育長と4人の委員で組織する合議制の執行機関
- ・市長から独立した行政委員会
- ・教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行

- ・教育委員会の事務を処理するために教育委員会事務局を設置

(2) 教育長

- ・教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免
- ・教育長は、教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会のすべての事務をつかさどる。
- ・勤務は、常勤で、任期は3年

(3) 教育委員

- ・教育委員は、教育、学術および文化に対して深い見識を持つ人の中から市長が議会の同意を得て任命し、委員の任期は4年

(4) 総合教育会議

- ・この会議は市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、連携して教育行政を推進するために市長が設置、招集する会議

(教育委員会の会議及び活動)

◎教育委員会の会議

- ・教育委員会は教育行政の基本方針や重要施策などについて審議・採決します。
- ・会議は毎月1回開催される定例会と、緊急の要件が発生したときに開かれる臨時会があります。
- ・議案は主に学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることなど教育事業につき審議されます。

◎教育委員の活動状況

- ・令和6年は、定例会12回、臨時会2回が開催され、付議案件計82件の採決等が行われました。
内訳 議案47件、意見聴取16件、専決処分の承認18件、報告事項1件
- ・総合教育会議として、教職員の多忙化解消に向けた取り組みや教育施策等について、市長と教育委員の会議が開催されます。
- ・その他に教育委員として、市内教育施設の視察や市町村教育委員会総会及び学校行事などに参加します。

(瑞穂市の教育長と教育委員)

教育長（常勤）

服部 照 R7.4.1～R10.3.31 2期目

教育委員（非常勤）

大平 高司 R5.7.5～R9.7.4 2期目

加木屋 加緒里 R3.7.5～R7.7.4 2期目

伊藤 清美 R4.7.5～R8.7.4 1期目

小倉 真治 R6.7.5～R10.7.4 1期目

議案第 4 3 号

財産（トイレカー）の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 5 年瑞穂市条例第 4 0 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産名 | トイレカー |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 納入の場所 | 瑞穂市役所穂積庁舎 |
| 4 | 契約金額 | 金 2 5 , 7 4 9 , 8 7 2 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都港区芝浦 1 - 2 - 3
エヌディーリース・システム株式会社
代表取締役社長 大野 智教 |

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

トイレカーの取得に当たり、エヌディーリース・システム株式会社に対し随意契約による見積徴取を実施したので、契約を締結することについて議会の議決を求めるもの。

財産（トイレカー）の取得について

1. 見積日時 令和7年6月4日（水） 午前10時30分

2. 納入期限 令和9年3月31日

3. 概要

トイレカー1台を取得するもの。

4. 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。

議案第 4 4 号

財産（小中学校電子黒板 O S）の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 5 年瑞穂市条例第 4 0 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 財産名 小中学校電子黒板 O S
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 納入の場所 市内小学校 7 校、市内中学校 3 校、教育支援センター
- 4 契約金額 金 5 7, 0 9 0, 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 大垣市船町 5 丁目 2 3 番地
株式会社中日 A V システム
代表取締役社長 神谷 正史

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

小中学校電子黒板 O S の取得に当たり、一般競争入札を実施したところ、株式会社中日 A V システムが落札したので、契約を締結することについて議会の議決を求めるもの。

財産（小中学校電子黒板OS）の取得について

1. 開札日時 令和7年6月4日（水） 午後1時30分

2. 納入期限 令和7年9月30日

3. 入札結果（一般競争入札）

入札業者名	第1回	第2回	備考
(株)ハイパーブレイン 岐阜支社	56,700,000 円		
(株)中日AVシステム	51,900,000 円		落札
(株)エフワン	59,800,000 円		
以上3社			
①契約金額は、入札書記載金額の100分の10に相当する額を加算した金額である。 $51,900,000 \text{ 円} \times 110/100 = \underline{57,090,000 \text{ 円}}$ （落札率 98.9%） ②設計金額 $52,500,000 \text{ 円} \times 110/100 = \underline{57,750,000 \text{ 円}}$ ③予定価格 $52,500,000 \text{ 円} \times 110/100 = \underline{57,750,000 \text{ 円}}$			

議案第 4 5 号

瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）及び人事院規則 1 0 - 1 1（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部を改正する人事院規則（令和 7 年人事院規則 1 0 - 1 1 - 1 0）の公布により、部分休業制度を変更し、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認の制度等を設けるため、市関係条例の改正を行うもの。

瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第19条の2第1項」を「第19条の3第1項」に改める。

第19条の3を第19条の4とする。

第19条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、瑞穂市職員の育児休業等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第28号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において

「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例(平成15年瑞穂市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合

であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 2 任命権者は、施行日前においても、第1条の規定による改正後の瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合における第2条の規定による改正後の瑞穂市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第27号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（介護休暇） 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者（<u>第19条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 略 第19条 略 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条の2 任命権者は、瑞穂市職員の育児休業等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第28号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において</u>	（介護休暇） 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者（<u>第19条の2第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 略 第19条 略

「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例第 21 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第19条の4

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

第19条の3

瑞穂市職員の育児休業等に関する条例（平成15年瑞穂市条例第28号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数_____を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ_____。） （第1号部分休業の承認） 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当	（部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 略 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業_____の承認） 第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当

該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時

該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、
毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準と
して条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時
間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応
じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に
10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、
配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその
他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事
実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」
という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの
子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第1項
に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第1
8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業
の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第1
8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条

に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 略

(部分休業の承認の取消事由)

第 20 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条
第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 略

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1条 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講ずる。

- ・仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供
- ・仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認
- ・意向確認の内容への配慮

第2条 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度を拡充する。

- ・現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態（第1号部分休業）に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内の形態（第2号部分休業）を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。
- ・第1号部分休業を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。
- ・部分休業の請求を申し出る単位期間について、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- ・部分休業の申出をした職員は、配偶者の入院や配偶者と別居したこと等、特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

施行日等

（施行日）令和7年10月1日

- （経過措置）
- ・施行日前においても3歳に満たない子を養育する職員に対する意思確認等の措置を講ずることができる。
 - ・施行日から令和8年3月31日までににおける第2号部分休業の承認については、10日相当の勤務時間とあるのを5日相当とする。

議案第 4 6 号

令和 7 年 度

瑞穂市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年 6 月 定例議会

議案第46号

令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度瑞穂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,446千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,386,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月16日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,736,885	21,199	3,758,084
	2 国庫補助金	767,099	21,199	788,298
18 繰入金		2,259,215	26,714	2,285,929
	2 基金繰入金	2,259,212	26,714	2,285,926
20 諸収入		841,382	△29,467	811,915
	5 雑入	830,588	△29,467	801,121
歳入合計		24,367,639	18,446	24,386,085

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費		9, 6 1 6, 6 0 7	2 0 0	9, 6 1 6, 8 0 7
	2 児 童 福 祉 費	4, 3 9 6, 6 0 4	2 0 0	4, 3 9 6, 8 0 4
10 教 育 費		3, 4 5 2, 9 1 8	1 8, 2 4 6	3, 4 7 1, 1 6 4
	7 保 健 体 育 費	8 0 8, 9 3 5	1 8, 2 4 6	8 2 7, 1 8 1
歳 出 合 計		2 4, 3 6 7, 6 3 9	1 8, 4 4 6	2 4, 3 8 6, 0 8 5

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	3,736,885	21,199	3,758,084
18 繰入金	2,259,215	26,714	2,285,929
20 諸収入	841,382	△29,467	811,915
歳入合計	24,367,639	18,446	24,386,085

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 民生費	9,616,607	200	9,616,807	2,301		△2,101	
10 教育費	3,452,918	18,246	3,471,164	18,898		△652	
歳出合計	24,367,639	18,446	24,386,085	21,199		△2,753	

2 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	155,868	21,199	177,067	1 総務費補助金	21,199	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	767,099	21,199	788,298			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 ふるさと応援基金繰入金	1,048,000	26,714	1,074,714	1 ふるさと応援基金繰入金	26,714	ふるさと応援基金繰入金
計	2,259,212	26,714	2,285,926			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 雑入	820,417	△29,467	790,950	3 民生費雑入	△5,020	保育所給食費等負担金
				9 教育費雑入	△24,447	中学校給食費負担金 △9,243
						小学校給食費負担金 △14,547
計	830,588	△29,467	801,121			幼稚園給食費負担金 △657
合 計	24,367,639	18,446	24,386,085			

3 歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 児童福祉総務費	688,811	200	689,011	200				3 職員手当等	200	時間外勤務手当
4 保育所費	2,145,893	0	2,145,893	2,101		△2,101				(財源補正)
計	4,396,604	200	4,396,804	2,301		△2,101				

(款) 10 教育費

(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
4 給食センター費	675,278	18,246	693,524	18,898		△652		3 職員手当等	50	時間外勤務手当
								10 需用費	18,196	賄材料代
計	808,935	18,246	827,181	18,898		△652				
合 計	24,367,639	18,446	24,386,085	21,199		△2,753				

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (年間支給率) (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	4	0	35,400	15,606 (4.60)	10,839	61,845	9,648	71,493	
	議 員	18	71,493	0	31,513 (4.60)	0	103,006	18,828	121,834	
	その他の 特 別 職	1,362	85,584	0	0	0	85,584	0	85,584	
	計	1,384	157,077	35,400	47,119	10,839	250,435	28,476	278,911	
補正前	長 等	4	0	35,400	15,606 (4.60)	10,839	61,845	9,648	71,493	
	議 員	18	71,493	0	31,513 (4.60)	0	103,006	18,828	121,834	
	その他の 特 別 職	1,362	85,584	0	0	0	85,584	0	85,584	
	計	1,384	157,077	35,400	47,119	10,839	250,435	28,476	278,911	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特 別 職	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 351	846,670	1,258,833	1,080,825	3,186,328	553,277	3,739,605	
補 正 前	(3) 351	846,670	1,258,833	1,080,575	3,186,078	553,277	3,739,355	
比 較	(0) 0	0	0	250	250	0	250	

() 内は、会計年度任用職員以外の職員で短時間勤務職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	27,042	39,276	19,844	17,616	63	78,112	1,083
	補 正 前	27,042	39,276	19,844	17,616	63	77,862	1,083
	比 較	0	0	0	0	0	250	0
	区 分	休日勤務手当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤務手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負担金 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	補 正 後	0	1,045	21,485	416,184	293,695	165,380	0
	補 正 前	0	1,045	21,485	416,184	293,695	165,380	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(³ 349)	0	1,252,679	875,523	2,128,202	417,747	2,545,949	
補 正 前	(³ 349)	0	1,252,679	875,273	2,127,952	417,747	2,545,699	
比 較	(⁰ 0)	0	0	250	250	0	250	

() 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	27,042	39,091	19,844	17,506	63	76,852	1,083
	補 正 前	27,042	39,091	19,844	17,506	63	76,602	1,083
	比 較	0	0	0	0	0	250	0
	区 分	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退職手当組合 負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補 正 後	0	1,045	21,485	271,096	235,652	164,764	0
	補 正 前	0	1,045	21,485	271,096	235,652	164,764	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

イ．会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(568) 2	846,670	6,154	205,302	1,058,126	135,530	1,193,656	
補 正 前	(568) 2	846,670	6,154	205,302	1,058,126	135,530	1,193,656	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

() 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	0	185	0	110	0	1,260	0
	補 正 前	0	185	0	110	0	1,260	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	退職手当組合 負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	145,088	58,043	616	0
	補 正 前	0	0	0	145,088	58,043	616	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

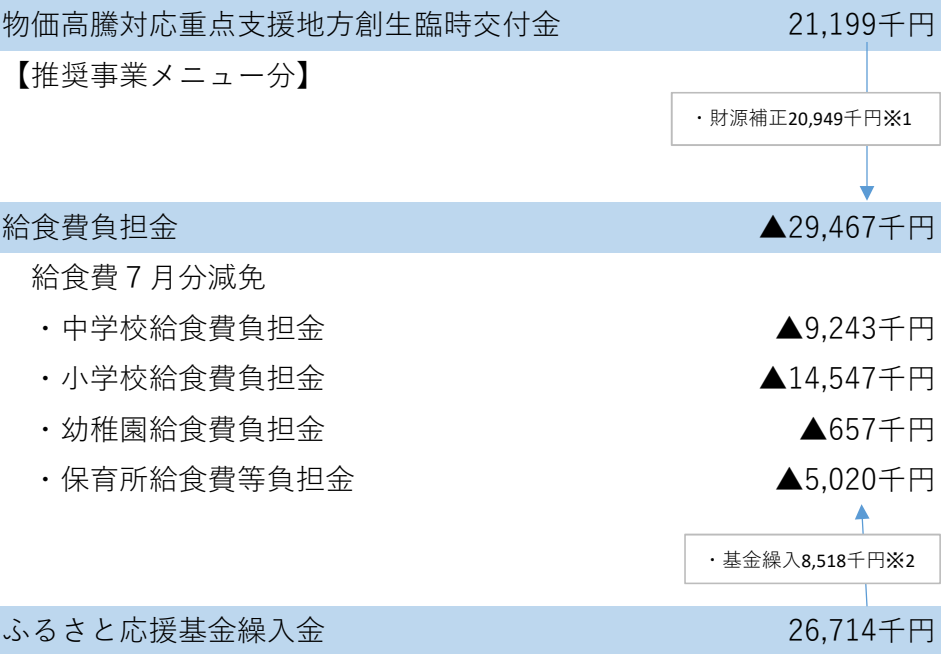
区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)	説 明	備 考
職 員 手 当	250	その他の増減分 250	時間外勤務手当 250	

令和7年度 6月補正予算(第3号)概要

議案第46号 一般会計補正予算（第3号）

歳入 補正額：18,446千円

歳出 補正額：18,446千円



給食物価高騰対策事業 18,446千円

主食等賄材料費の物価高騰に対応する分

- ・賄材料代 18,196千円 ※2
- ・時間外勤務手当 250千円 ※1

※1 重点支援交付金21,199千円は、給食費負担金（7月分）へ20,949千円財源補正、給食物価高騰対策事業の時間外勤務手当250千円に充てられます。

※2 上記給食費の残額8,518千円（歳入）及び賄材料代18,196千円（歳出）は、ふるさと応援基金から賄われます。